## 網走川河川整備計画検討会設置要領

(設置等)

第1条 網走川水系河川整備計画(以下「整備計画」という。)の案を作成するに当たり、河川 法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項の規定に基づき河川に関し学識経験を有 する者の意見を聴くため、北海道開発局に網走川河川整備計画検討会(以下「検討会」という。) を設置する。

(業務)

第2条 検討会は、網走川水系の整備の現状と将来像を考慮し、整備計画の案について北海道開発局長(以下「局長」という。) に意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、河川に関し学識経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事等)

- 第4条 検討会は、委員長が招集する。
- 2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、公開することを原則とする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、網走開発建設部において処理する。

(雑則)

第6条 この通達に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附則

この通達は、平成24年3月27日から施行する。